

Microsoft 教育機関向け
ソフトウェア使用許諾権
仕様書

国立大学法人 東京芸術大学
芸術情報センター

令和3年2月

1. 調達概要

1.1. 調達の背景及び概要

東京藝術大学は、教育研究組織として美術学部、音楽学部、大学院美術研究科、大学院音楽研究科、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科を設置し、人間が持つ「表現」能力を中心に、それをサポートする素材や技法・空間・音・画像・コンピュータ・言語・身体などを装置として捉えた教育・研究に力を注いでいる。

本調達では、学生と教員に対する高度な芸術教育・研究・創造活動を支援するための情報基盤とその活動を支える事務組織の業務環境の改善・充実を図ることとして、「Microsoft 教育機関向けソフトウェア使用許諾権」を調達する。

1.2. 調達件名

Microsoft 教育機関向けソフトウェア使用許諾権

1.3. 調達方法

一般競争入札による調達とする。

1.4. 契約期間

使用許諾権の履行期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とする。

1.5. 納入場所

東京藝術大学 芸術情報センター

110-8714 東京都台東区上野公園12番8号 総合工房棟A棟2階

2. 技術的要件

- ① 本調達に係る機能及び技術等(以下「性能等」という。)の要求要件は、「3. 備えるべき性能等要件」に示すとおりである。
- ② 技術的要件はすべて必須の要求要件であり、本学が必要とする最低条件を示している。これを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- ③ 提案するソフトウェアは、入札時点で製品化されていること。

3. 備えるべき性能等要件

3.1. ライセンス要件

- ① 調達品名は Microsoft Office Professional Plus であること。
- ② ライセンスプログラムは OVS-ES であること。

- ③ 非永続ライセンスであること。
- ④ 契約期間は1年であること。
- ⑤ 本ライセンスは、本学すべての組織を対象とすること。
- ⑥ 本ライセンスは、本学に所属するすべての教職員及び学生が利用できること。
- ⑦ ライセンス数の算出根拠は、以下を用いること。
 - (ア) 常勤教職員数 : 445 人
 - (イ) 非常勤教員 : 1,001 人
 - (ウ) 非常勤職員 : 90 人

※カウント (FTE カウント)

常勤教職員の人数+非常勤教員の人数÷3+非常勤職員の人数÷2=教職員 FTE 総数
 $445+1,001\div3+90\div2=824$ (小数点以下切り上げ)

3.2. 機能要件

- ① 本学が所有するパーソナルコンピュータで利用できること。
- ② 本ソフトウェアは、Windows と MacOS の動作に対応すること。
- ③ 本学学生が所有するパーソナルコンピュータ、タブレット、スマートフォン等のデバイス (以下「端末」という。) に対して、一人あたり 5 ライセンス分の Office 365 Education を利用できること。
- ④ 本学教員が個人で利用する端末に対して、1 ライセンス以上の使用権利を有すること。
- ⑤ PC 教室及び事務職員が使用する据え置き型のパーソナルコンピュータは、利用者個人の専用アカウントを使用せずにソフトウェアが利用できること。
- ⑥ 本ソフトウェアが利用できる利用者アカウントは、管理者が任意に設定できること。
- ⑦ 利用者アカウントの管理は、専用の管理画面及び機能を有すること。
- ⑧ 利用者アカウントの管理機能は、数百名規模のアカウントを一括登録できること。
- ⑨ 利用者アカウントの管理機能は、選択した複数アカウントを一括削除できること。
- ⑩ 利用者アカウントの管理機能が原因と思われる不具合等が発生した場合は、Microsoft 社と連携して不具合の解消に努めること。
- ⑪ 利用者アカウントは、本学のサブドメイン毎に管理できること。
(例: @fa.geidai.ac.jp @ms.geidai.ac.jp 等 10 ドメイン)。
- ⑫ 本調達で利用するライセンスの管理は、芸術情報センターがすでに利用している OVS-ES の管理アカウントで管理できること。
- ⑬ 管理機能の運用で不明点や不具合があった場合の問い合わせに対応すること。

3.3. その他要件

- ① 本調達及び契約のために本学が提供した資料や知り得た情報 (個人情報を含む機密情報) は、本学の許可なく第三者に開示、漏洩してはならない。

- ② 本ソフトウェアの契約開始日は、落札後に本学担当者と協議して決定すること。

4. 留意事項

本調達で契約するソフトウェアの運用と管理は、芸術情報センターが行う。その際、本ソフトウェアが利用可能な者の設定（登録と削除）は、本来ならば本学のメールアドレスを発行・管理するアカウント管理システムと連動することが望ましいが、既存システムがMicrosoft アカウントとの連携機能を有していない。そのため、本ソフトウェアの利用者アカウント登録と削除は管理者による手動設定とする。